○○株式会社
無期転換規程

制 定 日	○年○月○日
施 行 日	○年○月○日
改 訂 日	○年○月○日
決裁機関	○○○○
分　　類	○○○○
版	第○版

第 1 条（目的）

この規程は、〇〇株式会社（以下「会社」という。）の就業規則第〇条、パートタイマー就業規則第〇条及び契約社員（有期雇用）就業規則第〇条の規定に基づき、労働契約法第 18 条の規定による期間の定めのない労働契約への転換（以下「無期転換」という。）の手続、転換後の労働条件その他必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 有期契約従業員　会社と期間の定めのある労働契約を締結しているパートタイマー、契約社員、嘱託社員その他の従業員をいう。

(2) 無期転換申込権　労働契約法第 18 条第 1 項の規定により、有期契約従業員が期間の定めのない労働契約の締結を申し込むことができる権利をいう。

(3) 通算契約期間　同一の有期契約従業員との間で締結した 2 以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間をいう。

(4) 無期転換社員　無期転換により期間の定めのない労働契約を締結した従業員をいう。

第 3 条（適用範囲）

この規程は、有期契約従業員及び無期転換社員に適用する。

第 4 条（無期転換申込権の発生）

1　有期契約従業員は、通算契約期間が 5 年を超えることとなる労働契約の期間の初日から当該契約期間の末日までの間、無期転換申込権を有する。

2　通算契約期間は、2013 年 4 月 1 日以後に開始した有期労働契約の契約期間について算定する。

3　無期転換申込権が発生した労働契約の期間中に申込みをしなかった有期契約従業員が、当該労働契約を更新したときは、更新後の労働契約の期間中も無期転換申込権を有する。

第 5 条（空白期間による通算の中断）

1　有期労働契約とその次の有期労働契約との間に、労働契約を締結していない期間（以下「空白期間」という。）が 6 か月以上あるときは、空白期間前の契約期間は通算契約期間に算入しない。

2　空白期間の直前の有期労働契約の契約期間（当該契約期間の前に空白期間が 6 か月未満で連続する有期労働契約があるときは、それらを通算した期間）が 1 年未満であるときは、前項の「6 か月」は、当該期間の 2 分の 1 の期間（1 か月に満たない端数があるときは、これを 1 か月に切り上げた期間）とする。

3　会社は、無期転換申込権の発生を免れることを目的として、空白期間を設けない。

第 6 条（無期転換申込みの機会の明示）

1　会社は、無期転換申込権が発生する労働契約の締結又は更新に際し、労働契約書又は労働条件通知書により、無期転換を申し込むことができる旨及び無期転換後の労働条件を明示する。
2　前項の明示は、無期転換申込権が発生する労働契約の更新の都度行う。

第 7 条（申込みの手続）
1　無期転換を申し込もうとする有期契約従業員は、無期転換申込書（様式第 1 号）を会社に提出する。
2　前項の申込みは、無期転換申込権が発生している労働契約の期間の末日までに行わなければならない。
3　会社は、無期転換申込書を受理したときは、遅滞なく、無期転換申込受理通知書（様式第 2 号）を交付し、転換の時期及び転換後の労働条件を通知する。
4　会社は、有期契約従業員が無期転換の申込みをしたこと又は申込みをしなかったことを理由として、当該有期契約従業員を不利益に取り扱わない。

第 8 条（申込みの効果及び転換の時期）
1　会社は、有期契約従業員から無期転換の申込みがあったときは、当該申込みを承諾したものとみなす。
2　無期転換は、申込みの時に締結している有期労働契約の期間が満了する日の翌日に効力を生ずる。
3　前項の日において休職中又は休業中の有期契約従業員についても、同項の規定を適用する。

第 9 条（転換後の労働条件）
1　無期転換社員の労働条件（労働契約の期間を除く。）は、この規程に別段の定めがある部分を除き、無期転換の直前の有期労働契約における労働条件と同一とする。
2　無期転換社員には、無期転換の直前に適用されていたパートタイマー就業規則、契約社員（有期雇用）就業規則又は嘱託社員就業規則を引き続き適用する。この場合において、これらの規則中の労働契約の期間、更新及び雇止めに関する規定は適用しない。
3　会社は、無期転換社員の就業規則の適用区分を「無期転換社員」とし、労働条件通知書によりその旨を明示する。
4　無期転換社員の職務の内容、就業の場所及びこれらの変更の範囲は、無期転換の直前の有期労働契約で定めた範囲と同一とする。ただし、会社と無期転換社員とが合意したときは、これを変更することができる。
〈別例：転換後の労働条件を無期転換社員用の規則で定める場合は、第 2 項を「無期転換社員の労働条件は、無期転換社員就業規則の定めるところによる。」と改める。〉

第 10 条（転換後の定年）

1　無期転換社員の定年は、満 60 歳〈別例：満 65 歳〉とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。
2　無期転換の時に既に前項の定年年齢に達している者の定年は、無期転換の日から起算して 1 年を経過した日〈別例：満 65 歳に達した日〉とする。
3　定年に達した無期転換社員のうち引き続き雇用を希望する者については、定年後再雇用規程の定めるところにより、65 歳まで継続して雇用する。
〈編注：転換後の定年を 60 歳とし再雇用により 65 歳まで雇用する例と、転換後の定年を 65 歳とする例とがある。無期転換時に定年年齢を超えている者について定年の定めを置かないと、高年齢者雇用安定法の雇用確保措置が無期転換社員にも及び、雇用の終期が定まらなくなるため、第 2 項の定めを必ず置く。〉

第 11 条（勤続年数の通算）
1　無期転換社員の勤続年数は、年次有給休暇の付与及び永年勤続表彰について、無期転換の直前の有期労働契約の期間を通算して算定する。
2　退職金の算定における勤続年数は、無期転換社員に退職金規程を適用する場合に限り、無期転換の日から起算する。

第 12 条（無期転換申込権の特例）
1　会社が専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法に基づく計画の認定を都道府県労働局長から受けているときは、次の各号に掲げる有期契約従業員について、当該各号に定める期間は、無期転換申込権が発生しない。
(1) 高度の専門的知識等を有し、その専門的知識等を必要とする業務に就く有期契約従業員で、年収が同法の定める額以上であるもの　当該業務に就く期間（10 年を上限とする。）
(2) 定年に達した後引き続き雇用される有期契約従業員　定年後引き続き雇用されている期間
2　会社は、前項の認定を受けたときは、該当する有期契約従業員に対し、労働契約の締結又は更新の際に、無期転換申込権が発生しない期間を書面により明示する。

第 13 条（正社員への転換との関係）
1　無期転換は、有期契約従業員を正社員に転換するものではない。正社員への転換は、正社員転換規程の定めるところによる。
2　無期転換社員は、正社員転換規程に定める応募資格を満たすときは、正社員への転換に応募することができる。

第 14 条（記録及び管理）
1　会社は、有期契約従業員ごとに、通算契約期間、無期転換申込権の発生時期、申込みの有無及び転換の日を記録し、管理する。

2　会社は、通算契約期間が 5 年を超える労働契約の更新時期の〇か月前までに、該当する有期契約従業員及びその所属長に対し、無期転換申込権が発生する旨を通知する。

第 15 条（所管）

この規程の所管は〇〇部とし、無期転換に関する相談は〇〇部において受け付ける。

第 16 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、従業員代表の意見を聴いて行う。

（附則）

1　この規程は、〇年〇月〇日から施行する。

2　この規程は、〇年〇月〇日から改定施行する。

（改定条文：第〇条、第〇条、第〇条）

規程改訂履歴

制定年月日	版	名　　称	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日

改訂履歴

改訂年月日	版	改訂箇所・内容・理由等	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日